

独立行政法人日本学生支援機構

平成18年細則第4号

最近改正 令和7年細則第14号

工事請負契約等事務実施細則を次のように定める。

平成18年8月4日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北 原 保 雄

工事請負契約等事務実施細則

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 入札保証金（第7条－第9条）
- 第3章 入札（第10条－第12条）
- 第4章 落札者の決定手続（第13条－第15条）
- 第5章 契約書及び契約保証金（第16条－第19条）
- 第6章 資格審査等（第20条－第31条）
- 第7章 入札手続一般（第32条－第49条）
- 第8章 業者選定等（第50条－第52条）
- 第9章 中小建設業の受注機会の確保等（第53条－第55条）
- 第10章 工事請負契約関係（第56条－第76条）
- 第11章 設計及び監理業務関係（第77条－第88条）
- 第12章 工事等の監督及び検査（第89条－第101条）
- 第13章 公正入札調査等（第102条－第105条）
- 第14章 雑則（第106条－第107条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）における工事請負契約，設計及び監理委託契約並びに測量調査等請負契約（以下「工事請負契約等」という。）に関する事務の処理については，会計規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第1号），会計事務取扱細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第14号），契約事務取扱細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第15号）及びこの細則の定めるところによる。

（工事請負契約等に係る事務の範囲）

第2条 会計規程第15条第2項の規定により，工事請負契約等に係る事務の範囲は，別表第1のとおりとする。

（定義及び法令等の準用における読替え）

第3条 この細則において、「建設工事」又は「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この細則において、関係法令及び文部科学省の通知を準用する場合の読替えは、別表第2のとおりとする。

（法令等の遵守）

第4条 工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年総務省・財務省・国土交通省告示第1号）を遵守するものとする。

2 工事の品質確保のために、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品質確保法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成17年国土交通省告示第983号）を遵守するものとする。

（条約等の遵守）

第5条 政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定（以下「改正協定」という。）の適用を受ける工事及び設計については、改正協定、政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する細則（独立行政法人日本学生支援機構平成16年細則第17号）及びこの細則の定めるところによる。

（消費税の改正等に係る入札・契約等の扱い）

第6条 消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う入札・契約等の取扱いについては、消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う文教施設整備に係る入札・契約等の取扱いについて（平成8年9月26日付け文施指第49号文教施設部長通知）を準用するものとする。

第2章 入札保証金

（入札保証金の納付等の明示）

第7条 理事長は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納付すべきものであること及び当該入札保証金は、落札者が契約をしないときは、機構に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、工事希望型競争入札における送付書類の送付における指名通知をする場合に準用する。この場合において、前項中「公告」とあるのは「送付書類の送付」（以下「送付」という。）と読み替えるものとする。

3 理事長は、一般競争入札及び工事希望型競争入札（以下「競争入札」という。）に付そうとする場合において入札保証金を納付させ、又はその納付に代えて契約事務取扱細則第9条第2項に規定する担保を提供させるときは、公告又は送付におい

て、納付又は提供先若しくは振込先の指定銀行口座を明示しなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第7条の2 理事長は、文部科学省において「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を受けた者による一般競争（指名競争）に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。ただし、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第2条に定める一式工事業者が請け負う工事においては1件につき予定価格が3億円以上の工事、一式工事業者以外の工事業者が請け負う工事においては1件につき予定価格が改正協定の基準額以上の工事については、入札保証金に関する試行について（平成21年6月5日付け21文科施第6107号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

(入札保証金の納付手続)

第8条 理事長は、第7条第1項及び第2項に定めるところにより、入札に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が次項から第4項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、別に定める入札保証金納付書に入札保証金を添えて、提出させなければならない。

2 理事長は、入札保証金として納付させる担保が国債ニ関スル法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録された地方債であるときは、競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を、入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

3 理事長は、入札保証金として納付させる担保が銀行又は理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）に対する定期預金債権であるときは競争加入者に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は理事長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

4 理事長は、入札保証金として納付させる担保が、銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証書であるときは、競争加入者に当該保証書を入札保証金納付書に添付して提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は理事長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

5 理事長は、前項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書の提出があったときは、調査のうえ、競争加入者にこれを封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券であるときは有価証券の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させなければならない。

(入札保証金等の還付)

第9条 理事長は、競争入札について入札保証金等を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付しなければならない。

第3章 入札

（競争執行の日時及び場所）

第10条 理事長は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

（入札の執行）

第11条 理事長は、競争加入者に別に定める入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

2 入札時において、競争加入者に工事費内訳書の提出を求める際の取扱いについては、入札金額の内訳書の提出及び取扱いについて（平成19年9月19日付け19施施企第16号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）及び工事費内訳書の提出期限等について（平成17年8月26日付け17施施企第9号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）を準用するものとする。

3 電子入札に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（無効の入札書）

第12条 理事長は、入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効のものとして処理しなければならない。

- (1) 一般競争入札及び工事希望型競争入札の場合において、公告又は送付書類（以下「公告等」という。）に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- (3) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (4) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (5) 公告等において示した入札書の受領最終日までに到達しなかった入札書
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札書

2 理事長は、あらかじめ、競争加入者に、前項各号のいずれかに該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかなければならない。

第4章 落札者の決定手続

（落札者の決定）

第13条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、総合評価落札方式及び簡易型総合評価落札方式による場合は、第41条及び第42条による。

(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準)

第14条 理事長は、予定価格が1,000万円を超える工事の請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について（平成20年11月18日付け20文科施第351号文教施設企画部長通知）を準用するものとし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。

(最低価格の入札者を直ちに落札者とししない場合の調査)

第15条 理事長は、予定価格が1,000万円を超える工事の請負契約に係る競争入札を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条各号の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号のいずれかに該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。ただし、予定価格が2億円以上の工事及び理事長が必要と認めて試行することとした工事については、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成21年3月31日付け20文科施第8045号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

- (1) 入札に付した工事に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の入札時の価格より低廉なこと。
 - (2) 入札に付した工事に充てる資材について、入札者が他の工事に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
 - (3) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること。
 - (4) 入札に付した工事の施工場所又はその近くにおいて同種の工事を施工中又は施工済であって、当該工事に係る器材を転用することができること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が認める特別の理由があること。
- 2 理事長は、前項各号のいずれかに該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

第5章 契約書及び契約保証金

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第16条 理事長は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、及び第3項の規定により契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同

じ。)の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。ただし、次の各号による場合は契約書の作成を省略できるとし、その場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を徴するものとする。

- (1) 競争入札又は随意契約で、契約金額が250万円を超えない契約を締結する場合。
 - (2) 前号に規定するもの以外の随意契約について理事長が契約書を作成する必要があると認める場合。
- 2 理事長は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき、又は契約保証金を納付させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取りかわしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。
- 3 他の規程に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるときは契約保証金の徴収を省略することができる。

（契約保証金の納付手続）

第17条 理事長は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、契約事務取扱細則第28条の規定によるもののほか、次の各号に定める手続をさせ、当該各号の領収証書等を別に定める契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。

- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を機構の指定する取引金融機関に振り込ませ、保管金領収証書を提出させること。
- (2) 契約保証金として納付させる担保が、国債（国債ニ関スル法律の規定により登録された国債を除く。）、第3項の規定による有価証券又は第4項の規定による有価証券（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）であるときは、契約の相手方に、当該有価証券を取引金融機関に払い込ませ、かつ、有価証券払込済通知書を提出させること。
- (3) 契約保証金として納付させる担保が、当該国債又は地方債であるときは、契約の相手方に当該国債又は地方債について質権設定の登録手続をさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を提出させること。
- (4) 契約保証金として納付させる担保が、第5項の規定による有価証券であるときは、当該有価証券を提出させること。
- (5) 契約保証金として納付させる担保が、銀行又は理事長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権であるときは、質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は理事長が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること。
- (6) 契約保証金として納付させる担保が、銀行又は理事長が確実と認める金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした銀行又は理事長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結すること。
- (7) 契約保証金として納付させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証であるときは、当該保

証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

- 2 前項第4号の場合において、理事長は、契約上の義務履行前に契約保証金として納付された小切手がその提示期間を経過することとなり又は契約保証金として納付された手形がその満期になることとなるときは、経理責任者に連絡し、経理責任者は出納責任者にその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該小切手若しくは手形に代わる契約保証金を納付させなければならない。
- 3 理事長が契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 政府の保証のある債権
 - (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - (3) その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの
- 4 前項第3号に規定する財務大臣の定める担保は、次に掲げるものとする。
 - (1) 前項第1号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。）
 - (2) 地方債
- 5 第1項第4号に規定する担保は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (2) 理事長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
 - (3) 銀行又は理事長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

（履行保証保険契約）

第18条 理事長は、契約の相手方が保険会社との間に、機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

（公共工事履行保証証券）

第19条 理事長は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

第6章 資格審査等

第20条 削除

（一般競争参加者の資格）

第21条 一般競争参加者の資格については、一般競争参加者の資格（平成13年1月6日文科科学大臣決定）を準用するものとする。

（一般競争参加者の資格制限）

第22条 一般競争参加者の資格制限については、一般競争参加者の資格制限（平成13

年1月6日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(指名競争参加)

第23条 指名競争参加者の資格については、指名競争参加者の資格(平成13年1月6日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第24条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格(平成13年1月6日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱い)

第25条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては、建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについて(平成21年3月25日付け20文科施第8019号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認める者)

第26条 文部科学省において「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

(指名基準)

第27条 指名基準については、指名基準(平成13年1月6日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(設計・コンサルティング業務に係る一般競争(指名競争)参加者の資格を持つ者として認めるもの)

第28条 文部科学省において「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を受けた者は、機構における設計・コンサルティング業務の一般競争(指名競争)参加資格者として認めるものとする。

第29条 削除

(共同企業体等の資格等の取扱い)

第30条 共同企業体等の資格等の取扱いについては、共同企業体等の取扱いについて(平成14年11月15日付け14文科施第252号文教施設部長・会計課長通知)、「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について(平成19年3月15日付け18施企第63号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)、文部科学省所管の発注工事における特定建設工事共同企業体の運用について(平成18年6月13日付け18施企第6号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)及び特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて(平成18年6月13日付け18施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第31条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、一般競争入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて(平成14年2月19日付け13施企第42号文教施設部施設企画課監理室長通知)を準用す

るものとする。

第7章 入札手続一般

(一般競争入札方式)

第32条 改正協定の基準額以上の工事において、一般競争入札方式を実施する場合は、一般競争入札方式の実施について（平成6年8月1日付け文施指第70号文教施設部長通知）を準用するものとする。

2 前項により一般競争入札方式を実施する場合の具体的な手続については、一般競争入札方式の手続について（平成7年5月22日付け7施指第27号文教施設部指導課監理室長通知）を準用するものとする。

(一般競争入札方式の拡大)

第33条 予定価格6千万円以上かつ前条第1項の基準額未満の工事において、一般競争入札方式を実施する場合は、一般競争入札方式の拡大について（平成18年1月24日付け17文科施第351号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

2 前項により一般競争入札方式を拡大する場合の具体的な手続については、一般競争入札方式の拡大に伴う手続きについて（平成18年1月30日付け17施企第22号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）を準用するものとする。

(入札執行回数)

第34条 建設工事における入札執行回数については、文教施設整備事業における入札執行回数について（平成9年3月31日付け9施指第16号文教施設部指導課監理室長通知）を準用するものとする。

(一般競争入札方式における競争参加資格として用いる「一定の数値」)

第35条 建設工事における一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」については、一般競争入札方式において競争参加資格として用いる「一定の数値」について（平成7年3月31日付け7施指第18号文教施設部指導課監理室長通知）を準用するものとする。

(一般競争入札の契約保証金の額)

第36条 建設工事における一般競争入札の契約保証金の額については、一般競争入札対象工事における契約保証金について（平成13年12月27日付け13文科施第327号文教施設部長通知）を準用するものとする。

第37条 削除

第38条 削除

(工事希望型競争入札)

第39条 工事希望型競争入札を実施する場合は、工事希望型競争入札方式の実施について（平成18年1月24日付け17文科施第352号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

(V E方式)

第40条 建設工事において、契約後V E（バリューエンジニアリング）方式を実施するときは、契約後V E方式の試行について（平成13年3月28日付け12文科施第102

号文教施設部長通知)を準用するものとする。

- 2 一般競争入札方式における入札時VE方式を実施するときは、一般競争入札方式における入札時VE方式の試行について(平成10年3月31日付け文施指第125号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(総合評価落札方式)

第41条 建設工事において総合評価落札方式により入札する場合は、総合評価落札方式の実施について(平成17年4月12日付け17文科施第13号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

- 2 前項により総合評価落札方式を実施する場合の具体的な手続は、総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて(平成18年1月24日付け17施施企第20号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

- 3 前2項により総合評価落札方式において性能等の評価を実施する場合は、工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について(平成18年2月1日付け17施施企第23号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(簡易型総合評価落札方式)

第42条 総合評価落札方式の拡大及び充実に図るため、簡易な評価方法を行う場合は、簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて(平成18年1月24日付け17施施企第21号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)及び簡易型(拡大)総合評価落札方式の試行に伴う手続きについて(平成20年5月13日付け20施施企第7号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(工事発注情報の公表)

第43条 建設工事の発注情報の公表については、工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について(平成13年4月6日付け13文科施第5号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(競争参加資格等の公表)

第44条 建設工事に係る競争参加資格及び基準等の公表については、工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について(平成13年5月31日付け13文科施第63号文教施設部長通知)を準用するものとする。この場合において、「文教施設部施設企画課監理室、工事事務所等及び各部局」を「財務部経理課施設整備推進室」と読み替えるものとする。

- 2 競争入札実施において、入札参加者等に対し参考資料として数量書を公開、提供する手続きについては、工事における数量公開について(平成19年9月19日付け19施施企第13号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表)

第45条 設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表については、設計・コンサルティング業務における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付

け19文科施第224号文教施設企画部長・会計課長通知)を準用するものとする。

(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表)

第46条 工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表については、工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する情報の公表について(平成19年9月19日付け19文科施第223号文教施設企画部長・会計課長通知)を準用するものとする。

(競争参加資格等審査委員会の設置)

第47条 建設工事に係る競争参加資格等の審査をするため、組織運営規程(独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号)第30条の規定に基づき、競争参加資格等審査委員会を設置する。

2 競争参加資格等審査委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(入札監視等)

第48条 建設工事の入札監視等については、契約監視委員会規程(独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第34号)第2条第2項に基づき、契約監視委員会が行うものとする。

(工事入札等の技術提案に係る総合評価審査委員会)

第48条の2 総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査及び評価を行うため、組織運営規程第30条の規定に基づき、工事入札等の技術提案に係る総合評価審査委員会を設置する。

2 工事入札等の技術提案に係る総合評価審査委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(苦情処理の手続)

第49条 建設工事及び設計・コンサルティング業務(以下「工事等」という。)における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続については、工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について(平成18年7月13日付け18文科施第185号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

2 建設工事の指名停止等措置に係る苦情処理については、指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について(平成18年7月13日付け18文科施第181号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

3 設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理については、設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて(平成18年7月13日付け18文科施第183号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

第8章 業者選定等

(「建築一式」として資格を付与された者の取扱い)

第50条 一般競争(指名競争)参加資格者名簿のうち「建築一式」として資格を付与された者についての取扱いは、「建築一式」として資格を付与された者の取扱いについて(昭和38年8月1日付け文施約第58号管理局長通知)を準用するものとする。

(建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置)

第51条 建設工事の指名停止等の措置については、建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

(設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱い)

第52条 設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについては、設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

第9章 中小建設業者の受注機会の確保等

(適用法令等)

第53条 建設工事に伴う中小建設業者の受注機会の確保については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和41年7月11日政令248号）を適用するものとする。

2 前項に加え、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条の規定に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を遵守するものとする。

(通知の準用)

第54条 中小建設業者の受注機会の確保については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年7月1日付け文施指第96号文教施設部長通知）及び中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について（平成11年3月31日付け11施指第14号文教施設部指導課監理室長通知）を準用するものとする。

2 前項に関する手続については、中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策に関する手続の運用について（平成11年3月31日付け11施指第19号文教施設部指導課監理室長通知）を準用するものとする。

(官公需相談担当者の明確化)

第55条 中小建設業者の相談に応じ、必要な指導を行うため、官公需相談担当者を置く。

2 前項に定める官公需相談担当者は、財務部経理課長とする。

第10章 工事請負契約関係

(工事請負契約基準)

第56条 機構における契約の一般的約定事項については、別記に定める工事請負契約基準によるもののほか、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に準じて取り扱うものとする。

2 理事長は、工事請負契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記に定める工事請負契約基準を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、契約の内容によりこれにより難い特別の事情がある場合は、その一部を除外することができる。

- 3 理事長は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(工事請負契約書)

第57条 理事長は、工事請負契約の契約書を作成する場合は、契約事項として、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請負に付する工事の表示
- (2) 請負代金額
- (3) 施工場所
- (4) 着工時期
- (5) 完成期限
- (6) 完成通知書の送付先
- (7) 請負代金の支払をすべき回数
- (8) 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの使途及び当該使途以外の使途に使用を禁止する旨の特約（前金払をする場合に限る。）
- (9) 請負代金（部分払金及び前金払を含む。）の請求書送付先
- (10) 契約保証金の額（契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合にあってはその旨の表示、契約保証金を納付しない場合にあってはその旨の表示）
- (11) 工事の目的物又は工事材料についての火災保険その他の保険の契約に関する事項（保険契約をさせる場合に限る。）
- (12) 工事請負契約基準によるべき旨の表示
- (13) 契約に関する紛争の処理方法
- (14) 契約書記載外事項の処理方法
- (15) その他工事請負契約に関し必要な事項

(工事費内訳明細書及び工程表)

第58条 理事長は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(工事既済部分価格内訳書)

第59条 理事長は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

(天災等による損害負担の場合の理事長の承認)

第60条 契約担当職員は、天災その他の不可抗力により、請負の目的物又は工事の既済部分が滅失し、又は毀損して生じた損害の一部を負担しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 契約担当職員は、前項の承認を受けようとするときは、損害を負担しようとする理由、負担しようとする金額その他必要な事項を記載した承認申請書に関係書類を添えて、理事長に申請しなければならない。
- 3 理事長は、前項の申請があったときは、当該損害が受注者に重大な影響を及ぼす

ものであるかどうかその他諸般の事情を検討し、必要があるものと認めたときは、当該損害の一部を負担することについて、これを承認するものとする。

（公共工事の請負代金の前金払の制限）

第61条 理事長は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要であり又は機構に有利であると認められる場合を除き、前金払をすることができない。

2 理事長は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

（競争加入者心得）

第62条 建設工事の契約事務執行の適正化を図るため、競争加入者心得を別に定める。

（現場説明書）

第63条 工事請負契約に係る事務処理を円滑に行うため、現場説明書の書式については、現場説明書書式について（平成12年3月31日付け12施指第8号文教施設部施設企画課監理室長通知）を準用するものとする。

（工事の設計、積算及び施工）

第64条 工事の設計、積算及び施工については、官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議において、中央省庁統一の基準として決定された官庁営繕関係技術基準類等統一基準及び文部科学省特記基準等を準用するものとする。

2 工事コストの縮減については、文部科学省の公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画（平成13年2月2日付け12文科施第66号）及び文部科学省公共事業コスト構造改革プログラム（平成15年11月14日付け15文科施第320号文部科学事務次官決定）に配慮するものとする。

（随意契約による場合の予定価格等）

第65条 随意契約により処理することとした場合においても、次の各号に掲げる措置を講じ、契約事務の適正化を図るものとする。

(1) 契約担当職員は、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略することとした場合においても、必要に応じ書面による予定価格の積算を行い、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付させるものとする。

(2) 契約担当職員は、見積書の徴取を省略することとした場合においても、必要に応じ口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行い、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付させるものとする。

（随意契約による場合の見積書の徴取）

第66条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、仕様書、図面等、書面にしたものを提示し、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

（工事請負契約における随意契約方式の運用）

第67条 工事請負契約における随意契約方式の運用については、工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（昭和59年11月27日付け文施監第67号文教施設部長通知）を準用するものとする。

（建設資材の価格変動等に伴う契約の変更）

第68条 建設資材の価格変動に伴う契約の変更をする必要が生じたときは、建設資材の価格変動に伴う工事請負契約の変更について（昭和55年3月29日付け文管約第145号管理局長・会計課長通知）及びその都度通達される賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に関する規定を準用するものとする。この場合において、同通知中「別記の工事請負契約基準第20」とあるのは「工事請負契約等事務実施細則別記の工事請負契約基準第26」と読み替えるものとする。

（工事関係保険）

第69条 工事関係保険については、工事関係保険について（平成12年3月31日文施指第49号文教施設部長通知）を準用するものとする。

- 2 理事長は、次に掲げる工事について適正な工事の施工を図るため、契約締結後速やかに工事保険に加入させなければならない。
 - (1) 事項指定工事で比較的規模の大きい新営工事
 - (2) 既設建物の改修工事でその既設建物が燃焼しやすく、かつ、比較的規模の大きい改修工事
 - (3) その他契約担当職員が必要と認めた工事
- 3 加入させる工事保険の種類、保険金額その他保険契約上必要な事項については、第63条に規定する現場説明書に明記するものとする。
- 4 加入対象工事及び種類は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 5 工事保険に加入させる時期は、次に掲げる時期を考慮して決定するものとする。
 - (1) 工事着手後現場に資材等を搬入したとき。
 - (2) 受注者が工場で組立工事を開始したとき。
- 6 保険契約期間は、当該工事の着工の日から完成期限の日までとする。ただし、完成期限を延長したときは、当該保険契約期間を延長しなければならない。
- 7 理事長は、受注者が第2項の規定により保険契約を締結したときは、その保険証券の写しを提出させなければならない。
- 8 前項の規定は、第2項に規定する工事以外の工事で、受注者が工事の目的物又は工事材料について任意に保険契約を締結した場合に準用する。

（工事名称）

第70条 契約担当職員は、建設工事の内容を適切かつ簡明に表示することにより事務処理の円滑な実施を図るため、当該工事に係る名称その他必要な事項を表示するものとする。

- 2 工事名称等の表示の方法については、工事名称の表示について（平成4年2月14日付け4施指第9号監理室長通知）を準用するものとする。この場合、国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）に係る部分を除く。

（未完成工事に係る請負代金債権譲渡の承諾）

第71条 未完成工事に係る請負代金債権譲渡の承諾に関する事務の取扱いについては、下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成20年11月4日付け20文科施第346号文教施設企画部長・会計課長通知）及び地域建設業経営強化融資制度について（平成20年11月4日付け20文科施

第345号文教施設企画部長・会計課長通知)を準用するものとする。

(公共事業の代金の前金払)

第72条 前金払について、前払金保証法第2条第4項に規定する保証事業会社により前金払の保証がされた前払金保証法第2条第1項に規定する公共工事の代金の前金払の範囲及び割合は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工事における前金払の範囲及び割合

ア 前金払の範囲は、1件の請負代金が2,000万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

イ 前金払の割合は、請負代金の10分の4以内とする。ただし、前金払をした後において請負代金を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内で改訂請負代金の10分の5以内とする。

(2) 設計又は調査における前金払の範囲及び割合

ア 前金払の範囲は、1件の請負代金が2,000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

イ 前金払の割合は、請負代金の10分の3以内とする。ただし、前金払をした後において請負代金を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内で改訂請負代金の10分の4以内とする。

(3) 測量における前金払の範囲及び割合

ア 前金払の範囲は、1件の請負代金が2,000万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

イ 前金払の割合は、請負代金の10分の3以内とする。ただし、前金払をした後において請負代金を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内で改定請負代金の10分の4以内とする。

(公共工事の代価の中間前金払)

第73条 前条に規定する前金払以外の中間前金払について保証事業会社により中間前金払の保証がされた公共工事の代金の中間前金払の範囲、割合及び支払の条件については、次に掲げるとおりとする。

(1) 中間前金払の範囲は、1件の請負代金が5,000万円以上で、かつ、工期が150日以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事にお

いて償却される割合に相当する額に限る。), 動力費, 支払運賃, 修繕費, 仮設費, 労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

- (2) 中間前金払の割合は, 請負代金の10分の2以内とする。
- (3) 支払の条件は, 工期の2分の1を経過し, かつ, 工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること, 又は工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。
- (4) 中間前金払は, 部分払に代わるものであり, 中間前金払を行う工事については, 部分払を行わないものとする。

(国庫債務負担行為等に基づく契約の場合の前払金等)

第73条の2 国庫債務負担行為に基づく前払金については, 前払金保証法第2条第4項の規定による保証事業会社により前金払の保証がされた国庫債務負担行為に基づく公共工事の代金の前払金等の範囲, 割合及び支払いの条件については, 次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前払金は, 国庫債務負担行為に基づく契約額について, 各年度の支払計画に応ずる各年度の工事出来高予定額による年割額を定め, 各年度毎の当該予定額に毎年度文部科学大臣が財務大臣に協議して定める前払金の割合に乗じた額について, 各年度ごとについてするものとする。ただし, 契約を締結した年度の次年度以降の分について, 前年度における国庫債務負担行為に係る支出予算の繰越額がある場合の前払金の支払時期は, 当該支出予算の繰越額に相当する部分の事業が完成した後においてするものとする。
 - (2) 国庫債務負担行為に基づく契約について, 前払保証期間が2事業年度にわたり, 15か月を超えない場合で, かつ, 当該期間について前払保証がなされている場合においては, 第1年次の支出予算の範囲内で契約年度において, 当該保証期間における工事完成予定額に, 毎年度文部科学大臣が財務大臣と協議して定める前払金の割合に乗じた額についてすることができるものとする。
 - (3) 国庫債務負担行為に基づく契約にかかる工事代金の部分払いについても, 第2項の規定により部分払することができるものとする。
 - (4) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に係る契約についても, 本条に準じて取扱うものとする。
- 2 契約により, 工事の請負契約に係る既済部分に対し, その完済前に代金の一部を支払う必要がある場合における当該支払代金は, その既済部分に対する代金の10分の9をこえることができない。ただし, 性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては, その代金の全額までを支払うことができる。
- 3 前2項に定める国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱い及び手続きについては, 国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱いについて(昭和39年8月25日付け管理局長通知省施第15号)の規定を準用するものとする。
- 4 前3項の規定は, 複数の事業年度にわたり機構が支出を負担する行為について準用する。この場合において, 第1項中「国庫債務負担行為」とあるのは「複数の

事業年度にわたり機構が支出を負担する行為」と、第3項中「国庫債務負担行為に基づく契約事務の取扱い及び手続き」とあるのは「複数の事業年度にわたり機構が支出を負担する行為に基づく契約事務の取扱い及び手続き」と読み替えるものとする。

(工事既済部分の出来形査定)

第74条 工事請負契約基準第38の規定による部分払を行う場合の出来形査定要領は、工事既済部分出来形査定要領の改訂について（平成3年3月25日付け文施指第47号文教施設部長通知）の規定を準用するものとする。

(部分払)

第75条 工事請負契約基準第38第1項に規定する部分払をすることができる建築一式工事及び土木一式工事は、請負代金が5,000万円以上で工事期間が5月以上の工事とする。ただし、理事長が特別の事由により必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により部分払をすることができる回数は、1回とする。ただし、工事期間が12月を超える場合又は工事期間の延長により次年度に繰越す必要が生じた場合等の特別な事由が生じた場合は、この限りでない。

(支払予算の繰越)

第76条 施設整備費補助金における支出予算を繰り越す場合においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）を適用するものとする。

2 補助金適正化法第7条第1項第5号の規定が適用される事態となった場合は、速やかに事務手続をし、文部科学大臣の指示に従うものとする。

3 前項に規定する手続の結果、繰越しに係る事務手続の実施を命ぜられた場合は、歳出予算の繰越手続事務について（平成10年10月1日付け国会第50号会計課長通知）及び歳出予算の繰越手続事務の促進について（平成5年2月25日付け国会第16号会計課長通知）を準用し、速やかに事務手続を行うものとする。

第11章 設計及び監理業務関係

(設計及び監理に係る委託報酬額)

第77条 設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について（平成21年5月15日付け21文科施第6071号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

(設計業務委託契約要項)

第78条 設計に係るこの細則の運用においては、設計業務委託契約要項について（平成10年4月27日付け施指第166号文教施設部長通知）を準用するものとする。

第79条 削除

(設計業務委託特記仕様書書式)

第80条 設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の改正について（平成21年5月13日付け21施参事第6号文教施設企画部参事官通知）を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第81条 設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成15年4月14日付け15施企第4号文教施設部施設企画課監理室長通知)を準用するものとする。

(測量調査等請負契約要項)

第82条 測量調査等に係るこの細則の運用については、測量調査等請負契約要項について(平成15年7月22日付け15文科施第164号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第83条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて(平成11年3月31日付け文施指第175号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(監理委託要項等)

第84条 監理に係るこの細則の運用については、工事監理業務委託契約要項について(平成20年3月31日付け19文科施第513号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。この場合において、「監督員」とあるのは「監督職員」と読み替えるものとする。

(工事監理業務委託現場説明書書式)

第84条の2 工事監理業務委託における現場説明書の書式については、工事監理業務委託現場説明書書式について(平成20年3月31日付け19施企第39号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(標準型プロポーザル方式の実施)

第85条 標準型プロポーザル方式は、予定価格が1,000万円以上の建設工事に係る設計・コンサルティング業務を建設コンサルタント等に委託しようとする場合に実施する。

2 標準型プロポーザルの実施に係るこの細則の運用については、標準型プロポーザル方式の実施について(平成11年3月31日付け文施指第173号文教施設部長通知)、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について(平成20年3月31日付け19文科施第508号文教施設企画部長通知)及び設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の環境保全性能の設定等について(平成23年3月31日付け22施参事第48号文教施設企画部参事官通知)を準用するものとする。

3 建設コンサルタント等の特定手続において総合評価落札方式による場合は、第41条及び第42条を準用するものとする。

(公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施)

第86条 公募型及び簡易公募型プロポーザルの実施に係るこの細則の運用においては、公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の実施について(平成11年3月31日付け文施指第174号文教施設部長通知)、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について(平成20年3月31日付け19文科施第508号文教施設企画部長通知)、設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の環境保全性能の設定等について

(平成23年 3 月31日付け22施参事第48号文教施設企画部参事官通知) 及び簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の試行について(平成19年 9 月19日付け19文科施第220号文教施設企画部長通知)を準用するものとする。

- 2 建設コンサルタント等の特定手続において総合評価落札方式による場合は、第41条及び第42条を準用するものとする。

(プロポーザル方式の手続)

第87条 プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続については、プロポーザル方式の手続について(平成11年 3 月31日付け11施指第20号文教施設部指導課監理室長通知)及び設計業務における環境配慮型プロポーザル方式の手続きについて(平成20年 3 月31日付け19施企第36号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

- 2 簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の実施に係る手続きについては、簡易公募型プロポーザル方式(拡大)の手続きについて(平成19年 9 月19日付け19施企第19号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知)を準用するものとする。

(建設コンサルタント選定委員会の設置)

第88条 建設工事に係る調査、設計等の業務をプロポーザル方式により、建設コンサルタント等に発注しようとする場合に、技術的に最適なものを特定するための調査及び審議を行うため、組織運営規程第30条の規定に基づき建設コンサルタント選定委員会を設置する。

- 2 建設コンサルタント選定委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第12章 工事等の監督及び検査

(監督職員の職務)

第89条 契約事務取扱細則第29条に規定する監督を命ぜられた者(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において知り得た業務上の秘密に属する事項は、これをほかに漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第90条 監督職員は、経理責任者と緊密に連絡するとともに、経理責任者の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の職務)

第91条 契約事務取扱細則第30条に規定する検査を命ぜられた者(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び

設計書その他の関係書類に基づき、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は前項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその取扱いについての意見を第93条に規定する検査調書に記載して経理責任者に提出するものとする。

(検査の時期)

第92条 検査の時期は、契約の相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の作成)

第93条 検査職員は、契約事務取扱細則第31条により検査調書を作成し、経理責任者に提出するものとする。

(検査調書の省略)

第94条 前条に規定する検査調書は、契約事務取扱細則第31条のただし書きにより省略することができる。ただし、検査を行った結果、第91条第4項によりその給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

(監督職員及び検査職員)

第95条 理事長は、遠隔地における工事その他特に必要な場合、監督又は検査を別表第1に定める職員以外の者に行わせることができる。

2 前項の規定により監督又は検査を行う者は、別に定めるマニュアルにより職務を実施する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第96条 検査職員及び前条の規定により検査を行う者の職務は、監督職員及び前条の規定により監督を行う者の職務と兼ねることができない。

(適正な施工体制の確保等)

第97条 建設工事の施工体制を適切に把握するための点検、その他の必要な措置については、工事現場における適正な施工体制の確保等について（平成13年5月31日付け13文科施第62号文教施設部長通知）を準用するものとする。

2 前項の通知のうち、工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について（平成14年1月24日付け13施企第34号監理室長通知）を準用するものとする。

(工事の成績評定)

第98条 工事の成績評定については、工事成績評定要領の改正について（平成20年1月17日付け19文科施第370号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。この場合において、評定対象工事は、1件の請負金額が500万円を超えるものとする。

- 2 前項に定める工事の成績評定を円滑に実施するため、工事成績評定実施規程（平成20年1月17日付け19施施企第27号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）、技術検査要領の制定について（平成19年3月29日付け18文科施第625号文教施設企画部長通知）及び技術検査要領の運用について（平成19年3月29日付け18施施企第67号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）を準用するものとする。
- 3 理事長は、評定点の通知を受けた受注者から評定についての説明を求められた場合は、第99条に定める工事施工及び設計の成績評定評価委員会に意見を求めた上で回答するものとする。
- 4 理事長は、前項の回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置された工事等成績評定審査委員会に審議を依頼するものとする。
- 5 工事成績の公表については、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用することができるものとする。

（設計業務の成績評定）

第98条の2 設計業務の成績評定については、設計業務成績評定要領の制定について（平成20年1月17日付け19文科施第369号文教施設企画部長通知）を準用するものとする。

- 2 前項に定める設計業務の成績評定を円滑に実施するため、設計業務成績評定実施規程について（平成20年1月17日付け19施施企第28号文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知）を準用するものとする。
- 3 理事長は、評定点の通知を受けた受注者から評定についての説明を求められた場合は、次条に定める工事施工及び設計の成績評定評価委員会に意見を求めた上で回答するものとする。
- 4 理事長は、前項の回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置された工事等成績評定審査委員会に審議を依頼するものとする。
- 5 設計業務成績の公表については、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用することができるものとする。

（工事施工及び設計の成績評定評価委員会の設置等）

第99条 工事及び設計業務の成績評定を厳正かつ的確に実施し、受注者の適正な選定に資するため、組織運営規程第30条の規定に基づき工事施工及び設計の成績評定評価委員会を設置する。

- 2 工事施工及び設計の成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
- 3 監督職員及び検査職員は、工事（地盤調査及び埋蔵文化財調査に係る工事を除く。）及び設計業務が完成又は完了したときは、第98条第1項の工事成績評定要領及び前条第1項の設計業務成績評定要領に基づき、当該工事及び設計業務に係る成績評定を行うものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第100条 適正化法第15条第2項の規定に基づき、受注者から発注者への提出が義務付けられている施工体制台帳については、施工体制台帳の作成等について（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を遵守するものとする。

（一括下請等の禁止）

第101条 建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（平成13年4月13日付け13国文科施第2号文教施設部長通知）を準用するものとする。この場合において、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条の不開示情報（同条第2号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）」とあるのは「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条の不開示情報（同条第2号イの「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」）」と読み替えるものとする。

第13章 公正入札調査等

（工事請負等契約に係る公正入札調査委員会の設置）

第102条 建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確に対応するため、組織運営規程第30条の規定に基づき工事請負等契約に係る公正入札調査委員会を設置する。

2 工事請負等契約に係る公正入札調査委員会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（談合情報対応マニュアル等）

第103条 入札談合に関する情報への対応等のため、談合情報対応マニュアルを別に定めるものとする。

2 職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合の対応等のため、談合疑義事実処理マニュアルを別に定めるものとする。

（暴力団排除）

第104条 公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、機構が発注する建設工事等については、建設業からの暴力団排除の徹底について（昭和61年12月18日付け国会第95号会計課長通知）を準用するものとする。

（建設産業における生産システムの合理化への配慮）

第105条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システム合理化指針について（平成3年3月1日付け国施第6号文教施設部長通知）に配慮し、一層の推進に努めるものとする。

第14章 雑則

（署名）

第106条 この細則により記名して印を押す必要がある場合においては、当該記名し押印するものが外国人であるときは、署名をもってこれに代えることができる。

（実施上必要な事項の定め）

第107条 この細則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年 8 月 4 日から施行する。
(設計・監理等業務委託契約事務実施細則の廃止)
- 2 設計・監理等業務委託契約事務実施細則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年細則第 1 号）は廃止する。
(経過措置)
- 3 第 1 項の規定の適用前に、第 2 項の規定による廃止前の設計・監理等業務委託契約事務実施細則により行った契約、手続その他の行為は、この細則中の相当する規定によって行った契約、手続その他の行為とみなす。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年細則第 7 号）

この細則は、平成20年 7 月17日から施行し、平成20年 6 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年細則第14号）

(施行期日)

この細則は、平成21年 9 月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第 7 号）

この細則は、平成22年 8 月25日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年細則第11号）

この細則は、平成22年10月21日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第 6 号）

この細則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年細則第10号）

この細則は、平成23年 7 月11日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第 3 号）

この細則は、平成24年 3 月30日から施行し、改正後の工事請負契約等事務実施細則の規定は、平成24年 3 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年細則第 8 号）

この細則は、平成24年 8 月21日から施行し、改正後の工事請負契約等事務実施細則の規定は、平成24年 6 月 1 日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第 1 号）

この細則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第 6 号）

この細則は、平成27年4月13日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年細則第8号）

この細則は、平成27年8月25日から施行し、平成27年8月10日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年細則第10号）

この細則は、平成30年7月26日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第1号）

この細則は、令和2年3月12日から施行し、令和元年10月23日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第22号）

この細則は、令和2年11月16日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年細則第9号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年細則第14号）

（施行期日）

- 1 この細則は、令和7年4月15日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この細則の適用の日前に行われた公告その他の機構による契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約で、同日以降に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。